

◆ 免除を受けることができる対象者及び延長期限

対 象 者	延長期限
帰還困難区域等(※1)の住民の方、 上位所得層(※2)を除く旧避難指示区域等(※3)の住民の方	平成32年2月29日まで(※4)

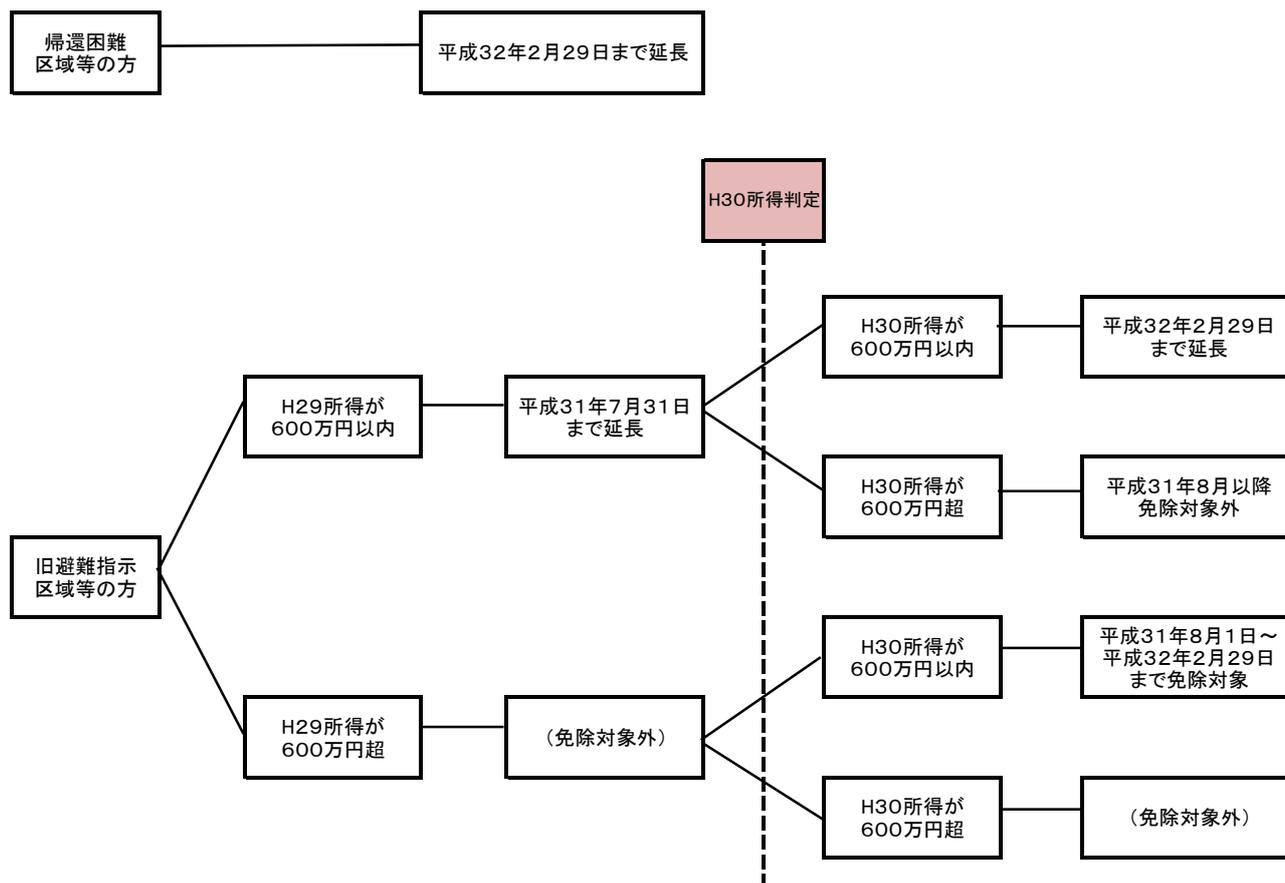
※1 「帰還困難区域等」とは、①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域をいいます。

※2 「上位所得層」とは、医療保険の高額療養費の上位所得の判定基準等を参考に設定されます。(国民健康保険の例では、世帯に属する全ての被保険者の基準所得額(基礎控除33万円)の合算額が600万円を超える世帯で、前年の所得をもとに7月31日付けで判定が行われる予定です。)

※3 「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された(a)旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む)、平成26年度に指定が解除された(b)旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成27年度に指定が解除された(c)旧避難指示解除準備区域(楡葉町の一部)、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された(d)旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)の4つの区域等をいいます。

※4 東日本大震災発生後、他市町村へ転出した被保険者を含みます。

原子力発電所事故に伴う避難指示区域等の被災者の
一部負担金免除対応フロー図(平成31年度財政支援関係)



◆ その他

旧避難指示区域等の上位所得層の方あるいは、主たる生計維持者の死亡・行方不明、住家の全半壊などの要件(※5)に該当する方の免除については、市町村等にお問い合わせください。

- ※5 (1)災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震の発生以後、被災地域から他市町村へ転出した方を含む)であり、
(2)以下のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

◆ 免除証明書の取扱いについて

医療機関等の窓口で免除を受けるには、有効期間が切れていない免除証明書の提示が必要となります。免除証明書に関してご不明な点は、市町村等にお問い合わせください。

◆ お問い合わせ先

【市町村国民健康保険】	お住まいあるいは住所がある市町村
【後期高齢者医療制度】	お住まいあるいは住所がある市町村 又は 福島県後期高齢者医療広域連合(電話024-528-9025)

なお、市町村国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者以外の方については、それぞれ加入している各保険者までお問い合わせください。

【国民健康保険組合】	加入している国民健康保険組合
【全国健康保険協会 (協会けんぽ)】	全国健康保険協会福島支部(電話024-523-3916)
【上記以外の健康保険等】	加入している各医療保険の保険者又はお勤め先の事業所

このお知らせのお問い合わせ先
⇒ 福島県保健福祉部国民健康保険課 電話024-521-7203・7204